

復路便欠航お見舞金サービスのご案内

■お見舞金支払い条件

当旅行商品にて復路航空便（復路便とは最終目的地に利用した国内線）が悪天候（台風、濃霧）など航空会社の都合によらない事由により、欠航または遅延により予定日に帰着ができなかった場合、1回を限度にお見舞金をお支払いいたします。予定日に帰着できなかった場合とは、復路出発時刻が翌日以降となる場合が対象となります。

※地震、噴火等の天災地変、戦乱・暴動、核燃料物質等による事故については支払対象外となります。

※航空会社が取消手数料や変更手数料を免除とし、お客様ご自身で翌日以降に振り替えた場合、実際搭乗される予定だった便が遅延や欠航しなかった場合でも対象となります。

※航空会社よりお詫び金が支払われている場合は、支払い対象外となります。

■**出発対象期間**：2022年8月1日～2025年6月30日までのご出発分

■**対象者**：ANAマイレージクラブ会員のお客様

■対象商品・参加者

「ANAトラベラーズダイナミックパッケージ」にご参加の3歳以上のお客様

※その他対象となる商品については個別にご案内いたします。詳しくは各商品のウェブサイトにてご確認ください。

■**お見舞い金**：1万円（お一人様）

■申請方法

旅行出発日から30日以内に、お客様ご自身にて、ANA Xが定める**復路便欠航お見舞金サービス請求書**、**旅程表**、**復路で搭乗された搭乗券**を郵送にてご提出ください。（コピー可）

※他社航空便を利用された場合は搭乗券ないし搭乗証明書の写し。他交通機関（新幹線など）を利用された場合は乗車券の写し。

また、郵送代通信費等の実費についてはお客様ご負担となりますので、あらかじめご了承ください。

■**送付先**：〒810-0001 福岡市中央区天神1-12-14 紙与渡辺ビル7階

ANA X株式会社 ANAトラベラーズ お見舞金サービスデスク

■お見舞金支払い方法

必要書類を受領した月の翌々月末日までに、お客様の指定する銀行口座へお振り込みいたします。銀行口座の記帳にて振込の確認をお願いいたします。

ただし、1購入につき1回を支払限度とし、代表者（契約責任者）が同行者をまとめて請求していただくものとします。

■注意事項

復路便欠航お見舞金サービスの利用には「復路便欠航お見舞金サービス」制度規程が適用されます。

■お見舞金請求に関するお問い合わせ先

ANAトラベラーズ お見舞金サービスデスク

TEL：050-3172-2339 営業時間：9：30～18：00 ※12/31～1/3は除く

■申請必要書類（見本）

①復路便欠航お見舞金サービス請求書 ②搭乗券、モバイル搭乗券画面またはご搭乗案内（実際に復路でご利用いただいたもの、申請される方全員分。写しでも可。）



※万が一モバイル搭乗券を消去されたり、搭乗券やご搭乗案内を紛失された場合は、ご自身にて航空会社へ手続きの上、搭乗証明書のご提出をお願いいたします。（ウェブサイト上で発行ができない場合は予約案内センターへお電話の上、手続きください。）

※他交通機関を利用された場合は、利用日・利用区間を確認できる証書類のご提出をお願いいたします。（写しでも可。）

③旅程表（利用予定便がわかるもの）

旅程	お申し込み内容	ご利用数	予約状況	様
1日目 2月16日 (金)	ANA 460 那覇 08:00 - 羽田 10:10 普通席	1席	予約確定	●
	TDLパスポート <1デーパスポート> (1日目：東京ディズニーシー) 大人	1名	予約確定	●
	品川プリンスホテル【イーストタワー】			

お申し込み内容（全行程）が記載されているものをご提出ください。

復路便欠航見舞金サービス請求書

ANA X株式会社 宛

下記の事由について見舞金を請求します。
この見舞金請求に関し、私が提供した個人情報の取扱いについて、下記「個人情報の取扱いに関する同意」のとおり同意します。
見舞金は下記口座に振込んでください。口座への振込みをもって見舞金の支払いがなされたものと認めます。

- ＜お願い＞
1. 太枠内をご記入ください。
 2. 必ず請求者ご本人が自署・捺印ください。
 3. フリガナの記入など、漏れがないようご注意ください。
 4. 見舞金のご請求は、原則としてご本人しか行えません。
 5. 訂正された箇所には必ず請求印を捺印ください。

1 見舞金請求者（代表者）の氏名、住所、連絡先、請求印および個人情報の取扱いに関する同意印

見舞金請求者	住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>				日中の連絡先電話番号	
		都 道 府 県					
氏名	フリガナ		性別	男 ・ 女	ANAマイレージクラブ番号		請求印
	漢字		生年月日	西暦 年 月 日			(印)

2 同行者の氏名

氏名	フリガナ	性別	ANAマイレージクラブ番号
①	フリガナ 漢字	男 ・ 女 生年月日	
②	フリガナ 漢字	男 ・ 女 生年月日	
③	フリガナ 漢字	男 ・ 女 生年月日	
④	フリガナ 漢字	男 ・ 女 生年月日	
⑤	フリガナ 漢字	男 ・ 女 生年月日	
⑥	フリガナ 漢字	男 ・ 女 生年月日	

3 欠航・遅延状況の記入欄

ご旅行出発日		照会番号 (英字数字8桁)		搭乗 予定日		搭乗 予定便	
商品名				実際の 搭乗日		実際の 搭乗便	

※商品名は旅程表に記載されている商品名を全てご記入ください。

4 見舞金支払指図欄 ※口座名義欄も必ずご記入ください。

口座名義							
カタカナ							
信 銀 組 行 ・ 農 信 協 金	銀行・信金 信組・農協		フリガナ	支店・支所 出張所			
	預金種目	店番号	口座番号(右詰め)				
	普通・当座・貯蓄						
ゆ ー ち ょ 銀 行	預金種目	店番号	口座番号(右詰め)				
	① 普通・当座						
	通帳記号	通帳番号					
	② 1						1

・ゆうちょ銀行へ振込を指定される場合は、①(振込用の預金種目・店番号・口座番号)または②(通帳記号・通帳番号)のいずれかにご記入ください。
・振込手数料は当社にてご負担いたします。

5 個人情報の取扱いに関する同意

私は、本見舞金請求に関し、私が貴社に提供した個人情報を、貴社が下記の利用目的のために必要な範囲内で、取得・利用・提供することに同意します。

- ① 本見舞金サービスの履行(損害調査、見舞金支払可否、支払額算定など)のために利用すること。
- ② 本見舞金サービスの審査で、必要な調査などの業務を委託する場合、この情報を業務委託先に提供すること。
- ③ 本見舞金サービスの審査で、必要な情報を関係機関に提示すること、並びに提供を受けること。
- ④ 本見舞金サービスの審査で、必要な情報を他の補償会社(保険会社など)に提示すること、並びに提供を受けること。
- ⑤ 本見舞金サービスの審査で、航空便利用状況等をANA X(株)に提供すること。

6 見舞金請求額

1人あたり 見舞金	対象人数	見舞金請求額
1万円	名	万円

【本見舞金請求に関するお問合わせ・請求先】
ANAトラベラーズお見舞金サービスデスク
電話：050-3172-2339
営業時間：9：30～18：00 ※12/31～1/3は除く

復路便欠航お見舞金サービス制度規程

ANA X株式会社（以下、「当社」といいます。）は、復路便欠航お見舞金サービス制度（以下、「本制度」といいます。）につき、以下の復路便欠航お見舞金サービス規程（以下、「本規程」といいます。）を定めるものとします。なお、本規程内の用語の定義は全て、ANA X株式会社 国内募集企画型旅行旅行条件書に定めるものと同様とします。

第1条（総則）

国内線航空機について復路航空便（復路便とは最終目的地に利用した国内線）が悪天候（台風、濃霧）など航空会社の都合によらない事由により、欠航または遅延により予定日に帰着ができなかった場合（復路出発時刻が翌日以降となる場合が対象）に、本規定に従いお見舞金をお支払いいたします。支払い対象は、当社が定めた旅行商品を契約（旅行契約）されたお客様（以下、お客様）とします。

※航空会社が取消手数料や変更手数料を免除とし、お客様ご自身で翌日以降に振り替えた場合、実際搭乗される予定だった便が遅延や欠航しなかった場合でも対象となります。

本規程は、2022年8月1日を適用開始日とします。

第2条（お見舞金とお見舞金支払条件）

当社は、お客様に10,000円を欠航お見舞金として支払います。ただし、1購入につき1回を支払限度とし、契約責任者（代表者）が構成者（同行者）分をまとめて請求していただくものとします。

※ANAマイレージ会員のお客様であること。

第3条（お見舞金の請求）

- ① お見舞金支払の対象となるお客様は、第2条の事由が発生したときは、旅行出発日から30日以内に事由の発生および状況を当社へ通知しなければなりません。
- ② お客様は、お見舞金請求にあたり下記書類を第3条の通知をした日から30日以内に以下の書類を提出しなければなりません。なお、当社がその他の関係書類が必要と判断した場合には、別途書類の提出を必要とします。

<請求に必要な書類>

- (1) 当社の定めるお見舞金請求書（お客様本人による自署があるもの）
- (2) 航空券を購入した事が確認できる書類（旅程表、搭乗券 ※復路、実際に利用したもの）
- (3) 他社航空便を利用された場合は搭乗券ないし搭乗証明書の写し。他交通機関（新幹線など）を利用された場合は乗車券の写し

第4条（お見舞金のお支払が出来ない主な場合）

- ① お客様および関係者の故意、もしくは重大な過失または法令違反
- ② お客様および関係者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。これらに随伴して生じた事由またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事由
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはテロリズム
- ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の特性による事故
- ⑥ 第④号から第⑤号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑦ 航空会社よりお詫び金が支払われている場合

第5条（お見舞金支払）

お客様から提出されたお見舞金請求が本規程の必要な支払要件を満たし、かつ、書類不備がなかった場合、以下のとおり、お見舞金の支払いを行います。

- ① 請求書類を受領した月の翌々月末日までにお客様が指定された銀行口座にお見舞金を振り込みます。
- ② お客様の死亡その他の理由で指定した口座にお見舞金が振り込み不能となった場合は、別途、正当な相続の権利を有する者からの書面による申し出をもって別口座への振り込みを行います。

※①②ともに、お客様にて銀行口座の記帳にて振込の確認をお願いいたします。

以 上